

岐阜県警察署協議会運営規則

制定 平成13年県公安委員会規則第8号
改正 平成15年県公安委員会規則第3号
平成16年県公安委員会規則第2号
平成17年県公安委員会規則第5号
平成17年県公安委員会規則第20号
(原文縦書き)

(趣旨)

第1条 この規則は、警察法（昭和29年法律第162号）第53条の2第4項並びに岐阜県警察署協議会条例（平成13年岐阜県条例第16号。以下「条例」という。）第3条第1項及び第6条の規定に基づき、警察署協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員の定数等)

第2条 各協議会の委員の定数は、それぞれ別表の委員の定数欄に定めるところによる。
2 公安委員会は、委員の委嘱又は解嘱に当たっては、その委員が属し、又は属することとなる協議会の置かれた警察署長の意見を聴くものとする。

(会議の招集等)

第3条 協議会の会議は、会長が警察署長と協議の上、招集する。
2 警察署長は、必要があると認めるときは、会長に対し会議の招集を求めることができる。
3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、各協議会が定める。

附 則(平成13年4月17日県公安委員会規則第8号)

この規則は、平成13年6月1日から施行する。

附 則(平成15年3月31日県公安委員会規則第3号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年1月30日県公安委員会規則第2号)

この規則は、平成16年3月1日から施行する。

附 則(平成17年3月31日県公安委員会規則第5号)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定にかかわらず、委員の定数は、平成17年5月31日までの間、岐阜県中津川警察署協議会にあつては10人、岐阜県高山警察署協議会にあつては11人、岐阜県飛騨警察署協議会にあつては8人とする。
- 3 この規則の施行の際現に委員に委嘱されている者のうち、統廃合を伴う警察署に置かれた協議会の委員については、別に委嘱状を発せられない限り、平成17年5月31日までの間、統合後の警察署に置かれた協議会の委員に委嘱されたものとする。

附 則(平成17年12月28日県公安委員会規則第20号)

(施行期日)

- 1 この規則中別表の改正規定(「 | 岐阜県羽島警察署協議会 | 」を「 | 岐阜県岐阜羽島警察署協議会 | 」に改める部分に限る。)は平成18年1月1日から、その他の規定は同年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 別表の改正規定(「 | 岐阜県中津川警察署協議会 | 」を「 | 岐阜県中津川警察署協議会 | 岐阜県恵那警察署協議会 | 」に、
「 | 岐阜県山県警察署協議会 | 岐阜県恵那警察署協議会 | 岐阜県岩村警察署協議会 | 」を「 | 岐阜県山県警察署協議会 | 」に改める部分に限る。)の施行の際現に委員に委嘱されている者のうち、岐阜県岩村警察署協議会の委員については、別に委嘱状を発せられない限り、平成18年5月31日までの間、岐阜県恵那警察署協議会の委員に委嘱されたものとする。

別表（第2条関係）

| 警 察 署 協 議 会 の 名 称 | 委 員 の 定 数 |
|---|------------|
| 岐阜県岐阜中警察署協議会 岐阜県大垣警察署協議会 岐阜県多治見警察署協議会 | 10人以上15人以下 |
| 岐阜県岐阜南警察署協議会 岐阜県岐阜北警察署協議会 岐阜県各務原警察署協議会 岐阜県岐阜羽島警察署協議会 岐阜県揖斐警察署協議会 岐阜県北方警察署協議会 岐阜県郡上警察署協議会 岐阜県関警察署協議会 岐阜県加茂警察署協議会 岐阜県可児警察署協議会 岐阜県中津川警察署協議会 岐阜県恵那警察署協議会 岐阜県下呂警察署協議会 岐阜県高山警察署協議会 | 6人以上9人以下 |
| 岐阜県海津警察署協議会 岐阜県養老警察署協議会 岐阜県垂井警察署協議会 岐阜県山県警察署協議会 岐阜県飛驒警察署協議会 | 3人以上5人以下 |